

ID: 208

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 青少年育成課

処分の概要	入会の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第4条		
例 規 番 号	平成15年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (入会申請及び許可) 第4条 児童を児童クラブに入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (入会資格) 第3条 児童クラブに入会できる児童は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校に在学していること。 (3) 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。 2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認めた児童を児童クラブに入会させることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 211

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 青少年育成課

処分の概要	育成料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第6条第4項ただし書		
例 規 番 号	平成15年条例第27号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(育成料の納付)</p> <p>第6条 児童の保護者は、育成料を納付しなければならない。</p> <p>2 育成料の額は、児童1人につき月額8,000円とする。ただし、次の各号に掲げる育成を希望する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。</p> <p>(1) 土曜日の育成 児童1人につき月額1,600円</p> <p>(2) 時間を延長しての育成 児童1人につき月額3,000円</p> <p>3 前項の育成料の額は、月の中途において入会し、又は退会した場合も同額とする。</p> <p>4 既納の育成料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 212

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 青少年育成課

処分の概要	育成料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第7条
例 規 番 号	平成15年条例第27号
<p>【根拠条文】 (育成料の減額又は免除) 第7条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより育成料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則第10条の規定による。 (育成料の減額又は免除) 第10条 市長は、条例第7条の規定により育成料を減額し、又は免除するときは、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 育成料の減額又は免除を受けようとする保護者は、納付期限までに、芦屋市放課後児童クラブ育成料減額・免除申請書(様式第9号)に前年度の課税証明書その他減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に規定する書類の添付は、その内容を公簿等により確認できる場合は、省略することができる。</p> <p>4 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、芦屋市放課後児童クラブ育成料減額・免除決定(却下)通知書(様式第10号)により保護者に通知しなければならない。</p> <p>別表第2(第10条関係) 育成料の減額・免除基準</p>	
区分	減額又は免除をする額
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び母子・父子の家庭で保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯	育成料の全額
(2) 保護者(前号に該当する者を除く。)の前年度の市民税所得割額が非課税の場合	育成料の75パーセントの額
(3) 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が6万円以下の場合	育成料の50パーセントの額

条例適用申請に対する処分個票

(4) 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下の場合	育成料の25パーセントの額
(5) 2人以上の児童が入会している場合の2人目からの児童	育成料の50パーセントの額(前3号に該当する場合は、当該規定による減額後の育成料の50パーセントの額)
(6) 災害等特別の理由により育成料の納付が困難となった世帯	市長が別に定める額
(7) やむを得ない事情により育成の提供がなされない場合であって、市長が適当と認めたとき。	市長が別に定める額

備考

- 1 育成料から減額する額に、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は、切り捨てるものとする。ただし、区分(7)に規定する市長が別に定める額については、この限りでない。
- 2 この表の市民税所得割額の算定については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日



ID: 213

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 青少年育成課

処分の概要	時間を延長しての育成の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則 第8条の2第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第4号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(時間を延長しての育成の申請等)</p> <p>第8条の2 児童に時間を延長しての育成を受けさせようとする保護者は、市長に申請を行い、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第5条及び前条の規定は、時間を延長しての育成の申請手続等について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第4条の規定による申請」とあるのは「時間を延長しての育成の申請」と、「芦屋市放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号。以下「入会申請書」という。)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用申請書(様式第6号)」と、同条第2項中「芦屋市放課後児童クラブ入会許可・不許可決定通知書(様式第2号)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用許可通知書(様式第7号)」と、前条中「条例第5条の規定により、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させたときは」とあるのは「時間を延長しての育成の許可を取り消したときは」と、「芦屋市放課後児童クラブ入会許可取消・出席停止通知書(様式第5号)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用許可取消通知書(様式第8号)」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 10 月 1 日